

# 政治資金監査の質の向上について

## ～登録政治資金監査人に対する指導・助言のあり方～

平成26年度第2回委員会において、個別の登録政治資金監査人に対する指導・助言の枠組みに関して、具体的な検討事項の議論が行われた。

これらの検討事項のうち、「報告を求める範囲」、「スケジュール」、「指導・助言の方法」等について様々な意見が示されたことから、これらの意見等を踏まえ、当該検討事項ごとに以下の修正案について検討を行うこととした。

なお、「本取組の背景・目的」、報告対象となる政治資金監査報告書をより分けるために必要な「確認項目（案）」及び「報告の主体」については特段の意見は示されなかった。

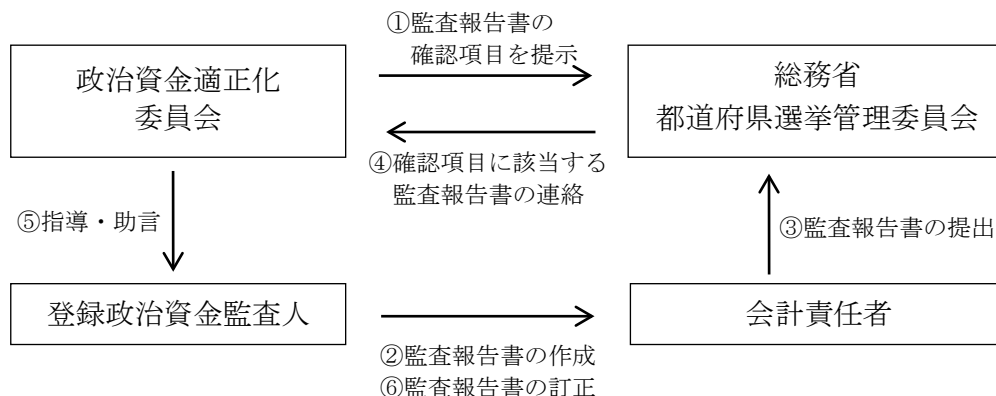
### 1. 背景・目的

収支報告書や政治資金監査報告書に関して記載例からの逸脱事例等が散見される状況に対し、都道府県選挙管理委員会（以下「都道府県選管」という。）から「登録政治資金監査人を指導・育成し、不備のある監査報告書や収支報告書が提出されないようにしてほしい」等の要望を受けている。

これに対し、平成26年3月の「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ」において、個別の登録政治資金監査人に対して指導・助言を行う次のような枠組みが示された。

- ・ 指導・助言の対象とすべき政治資金監査報告書をより分けるために必要な都道府県選管及び総務省の報告を求めるための確認項目を策定
- ・ 確認項目に該当するもの等について、都道府県選管及び総務省から当委員会に報告を受けた場合に、関係士業団体とも連携しつつ必要に応じて直接個別の登録政治資金監査人に指導・助言

#### 【登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の枠組み（イメージ）】



（「取りまとめ」（平成26年3月）P11、12参照）

政治資金監査報告書の作成時点における状況を報告してもらい、改善につなげることで、政治資金監査に対する高い信頼を確保するとともに、政治資金監査チェックリストの活用促進等登録政治資金監査人への注意喚起による政治資金監査のより適確な実施並びに都道府県選管及び総務省における将来的な形式審査業務の効率化を図る。

## 2. 確認項目について

### (1) 確認項目（案）

- ①政治資金監査報告書の日付に記載されている年が、監査対象に係る適切な年でない。  
(定期分：監査対象年の翌年でない。解散分：政治団体がなくなった日から60日以内の収支報告書提出までの期間に係る年でない。)
- ②政治団体の名称又は③代表者の氏名が収支報告書（その1）の表紙と一致していない
- ④自署ではない又は押印されていない
- ⑤登録番号又は⑥研修修了年月日に記入漏れがある
- ⑦政治資金監査報告書が、省令で規定されている「1 監査の概要」、「2 監査の結果」、及び「3 業務制限」の3項目から構成されていない、又はA4の用紙で作成されていない
- ⑧「1 監査の概要」が、(1)～(4)の4項目から構成されていない
- ⑨「2 監査の結果」が、(1)～(4)の4項目から構成されていない
- ⑩収支報告書（支出に係る部分に限る。）上に金額の不整合（計算誤り、表間の不突合等）がある

### 考え方

- ・ 登録政治資金監査人の高い専門性を考慮すれば、確認項目を必要以上に細かく設定する必要はなく、政治資金監査報告書の基本的な構成に係る項目にとどめる。ただし、当面は政治資金監査の実施状況として、形式的に正しい収支報告書の前提となる、表計が合っていないものについても、都道府県選管及び総務省に報告を求める。
- ・ 上記確認項目（案）は、第2期の委員会において、政治資金監査報告書チェックリストの内容と同程度の案を含めた3案の中から、「確認項目は最低限の基準とすることが適当」や、「計算誤りは監査以前の問題である」等の委員の意見を受けてまとめられたものである。なお、運用状況等をみて見直しを行う。

#### 【上記確認項目（案）によって改善が見込まれる主な事例】

- ・ 国会議員関係政治団体の名称や代表者の氏名の誤記
- ・ 定期分の場合において、監査対象年と政治資金監査報告書の日付に記載されている年が同じであり、適切でないもの

- ・ 自署かつ押印の不徹底
- ・ 政治資金監査報告書が省令の様式によらず、任意の様式で作成されているもの
- ・ 収支報告書（支出に係る部分に限る。）の計算誤り 等

【次回見直し時以降に検討すべきと思われる主な事例】

- ・ 矛盾する記載があるもの（支出がないにも関わらず、領収書等や徴難明細書等が保存されていた旨の記載がある事例、亡失がないにも関わらず、亡失の旨及び領収書等亡失等一覧表を添付する旨の記載がある事例等）
- ・ 政治資金監査を主たる事務所以外で実施した理由が明記されていないもの 等

## （２）確認項目による当委員会への報告

### ①報告主体

都道府県選管分：都道府県選管  
総務大臣分：都道府県選管及び総務省

#### 考え方

- ・ 政治資金監査報告書作成時点における状況の改善を図るため、窓口となる都道府県選管より確認項目による報告を受ける。
- ・ ただし、総務大臣分については最終提出先である総務省からも報告を受ける。

### ②報告を求める範囲

#### 前回委員会における案（原案）

確認項目に該当するものについては、原則、指導・助言の対象とするものについて報告を求めることとし、他の論点の1つである「指導・助言の対象」と併せて検討する。

また、確認項目以外に関するものについても、個別の指導・助言が必要と都道府県選管又は総務省が考えるものについて報告してもらい、個別の指導・助言や今後の見直しの検討の参考にする。

#### 前回委員会における主な議論

- ・ 都道府県選管の形式審査の過程で指摘を受けたため、登録政治資金監査人自らが補正した点についても、報告してもらい、指導・助言を行う必要はあるのか。
- ・ 形式審査で1度指摘を受けたにも関わらず、さらに指導・助言まで受けるというのでは、登録政治資金監査人にとってみれば、いわば複数回罰せられるかのようなものであり、（質の向上という目的に照らして）適切な対応と言えるのか。

## 修正案

確認項目に該当するものについては、都道府県選管又は総務省における形式審査の過程において記載例からの逸脱等の指摘がなされたにもかかわらず補正されなかったものに限って報告を求めるとし、都道府県選管又は総務省からの指摘を受けて補正されたものについては、報告は求めない。

また、確認項目以外に関するものについては、原案と同様、個別の指導・助言が必要と都道府県選管又は総務省が考えるものについて報告してもらい、個別の指導・助言や今後の見直しの検討の参考とする。

### 【理由】

登録政治資金監査人が自ら補正した以上、当委員会へ報告してもらい、個別の指導・助言まで行う必要はない。

### 【留意点】

- ・ 確認項目①～⑨は政治資金監査報告書の記載に関するものであり、都道府県選管又は総務省から指摘されたもののうち補正されなかったものに限って報告を求めるとするが、⑩は収支報告書の記載に関するものであることに留意が必要である。

⑩の補正の手続きについて、別紙1では、収支報告書の訂正の場合、「国会議員関係政治団体が、収支報告書の訂正内容について登録政治資金監査人の確認を自主的に受けることが（中略）適当」であり、また、登録政治資金監査人はその結果について「訂正後の支出全体の状況について確認した場合は（中略）「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」（中略）訂正内容について確認した場合は（中略）「訂正に係る政治資金監査報告書」を作成し、国会議員関係政治団体に対して、報告することとすることが適当である」としている。

- ・ 政治資金監査マニュアルにおいては、「登録政治資金監査人の職務は、政治資金監査を行い、政治資金監査報告書を作成することであり、収支報告書の作成責任を登録政治資金監査人が負うものではない」とされているが、登録政治資金監査人は「収支報告書（支出に係る部分に限る。）に計算誤りがないかどうかを検算して確認すること」等、収支報告書の記載について確認することが求められており、確認項目⑩に関しては、この点を踏まえた対応が必要である。
- ・ 当委員会として、確認項目に該当した政治資金監査報告書作成時点における状況の把握が一部のもの（指摘によっても補正されなかったもの）にとどまる。

### ③想定される報告手順（例）

#### 検討

都道府県選管及び総務省に報告を求める場合の手順については、上記②の原案及び修正案ごとに、次表のとおりとなるものと想定される。

※ 当委員会に報告する際に、報告漏れ及び写しの添付漏れがないようにできるのであれば、他の手順によることも考えられる。

原案によった場合の報告手順	修正案によった場合の報告手順
<p>i 当委員会から都道府県選管及び総務省に対して、確認項目のリスト兼報告様式（別紙2）を提示</p> <p>ii 報告様式には団体名及び登録政治資金監査人名の記載欄があり、都道府県選管及び総務省においては、形式審査の際にあらかじめ国会議員関係政治団体1団体につき1部ずつ報告様式を用意</p> <p>iii 形式審査の過程における確認項目による確認の結果、報告が必要となる場合は審査した政治資金監査報告書の写しをとり、報告様式に添付して保管・提出</p> <p>※ 報告の必要がない場合は、写しの添付及び保管・提出は不要</p>	<p>i 同左</p> <p>ii 同左</p> <p>iii 形式審査の過程における確認項目による確認の状況に応じ、必要な対応が異なる</p> <p>a 都道府県選管又は総務省が指摘を行った結果、すべて補正された場合は、報告、写しの添付及び保管・提出は不要</p> <p>b 都道府県選管又は総務省による指摘にもかかわらず補正されなかった場合は、報告様式上の該当箇所にチェックを入れた上で、審査した政治資金監査報告書及び収支報告書の該当ページの写しをとり、報告様式に添付して保管・提出</p> <p>※ ⑩については、補正の有無にかかわらず、該当した場合は報告等は必要。</p>

#### 修正案によった場合の報告手順の考え方

- ・ 確認の際に使用する報告様式に都道府県選管又は総務省の指摘による補正の有無を記載してもらい、そのまま提出してもらう方式とすれば、都道府県選管及び総務省の負担は現状と比べてもそれほど変わらないのではないか。
- ・ 当委員会として個別の指導・助言を行うにあたっては、指導・助

言についての登録政治資金監査人の理解を得るため、実際の政治資金監査報告書の写しが手元にあることが必要である。

### 3. 報告があったものの委員会での取扱いについて

#### (1) 確認項目に関する報告について

##### 前回委員会における案（原案）

都道府県選管及び総務省からの報告の前に、委員会であらかじめ指導・助言の対象、方法、時期等について審議した上で、個別の指導・助言に関する対応方針を決定しておき、事務局はこれに従い対応する。

##### 前回委員会における主な議論

原案によれば、個別の指導・助言について委員会が直接関与することにはならないが、委員会として指導・助言を行う以上、その1件ごとの責任についても委員会が負うべきであり、具体的な指導・助言の対象や方法等について、1件ごとに委員会で審議することが必要ではないか。

##### 修正案

都道府県選管及び総務省からの報告後、個別の指導・助言の前までに、具体的な指導・助言の対象、方法、時期等について、個別の事例1件ごとに委員会で審議・決定する。

##### 【理由】

個別の事例に対する委員会の責任を明確化できるほか、個別の事例に対する委員会の関与が相対的に強まるため、登録政治資金監査人の理解を得やすくなるのではないかと期待される。

#### (2) 確認項目以外に関する報告について

都道府県選管及び総務省によって報告内容が異なると考えられるため、確認項目以外に関する報告に係る指導・助言の要否、方法等については、都道府県選管及び総務省からの報告を受けた後に、個別に委員会で審議・決定する。

また、その後の確認項目等の見直しに関する検討の際の参考とする。

### 4. スケジュール（案）

##### 前回委員会における案（原案）

都道府県選管及び総務省からの報告の締切りを12月上旬とし、翌年1月上旬より順次個別の指導・助言を行う。

## 前回委員会における主な議論

- ・ 個別の指導・助言が都道府県選管による指摘から半年以上も経過した翌年1月上旬以降となるのでは、あまりに間が空きすぎであり、指摘後早くに（タイムリーに）行われる方が効果は見込まれるのではないか。
- ・ 指導・助言の効果を次回の政治資金監査から直ちに反映させることが適当であり、都道府県選管へのインセンティブにもなるのではないか。

## 修正案

都道府県選管及び総務省からの報告期限は12月上旬とせざるを得ないものの、期限前に報告がなされた場合には、都道府県選管又は総務省からの当該報告後最初で開催される委員会で審議を行った上で、原案では1月上旬以降としていた指導・助言の時期について可能な限り前倒しを図り、速やかに個別の指導・助言を行うこととする。

### 【理由】

- ・ 都道府県選管及び総務省からの報告があれば速やかに指導・助言を行うことが可能となるほか、指導・助言の効果を早期に反映させようとする都道府県選管の取組が期待される。
- ・ 「報告を求める範囲」についてp4に示した都道府県選管又は総務省による指摘でも補正されないものに限って報告を求めるとの修正案を採用した場合、指摘から指導・助言までの間に時間差が生じたとしても、指導・助言の必要性に何ら影響はないものと考えられる。
- ・ 「報告があったものの委員会での取扱い」についてp6に示した個々の事例について委員会で審議・決定するとする修正案を採用し、委員会の開催時期にはよるものの、原案では1月上旬以降としていた指導・助言の時期について可能な限り前倒しを図ることで、次回政治資金監査への指導・助言の効果の反映がより期待される。

### 【留意点】

- ・ 政治資金規正法上、要旨の公表期限は11月末とされているため、要旨公表のための原稿の確定時期を9月末頃としている都道府県選管が一般的であり、一部の都道府県選管からは報告時期を大幅に早めることは困難との指摘もある。
- ・ 都道府県選管及び総務省からの報告時期にばらつきが生じた場合、登録政治資金監査人ごとに名寄せができないため、収支報告書の提出先がそれぞれ異なる都道府県選管となる複数の国会議員関

係政治団体に対してそれぞれ政治資金監査を行った登録政治資金監査人への個別の指導・助言が年に複数回となるおそれや、全国的に時期を同じくした指導・助言が行えないおそれがある。

- ・ 政治資金規正法では、収支報告書等に係る情報公開請求があった場合、要旨の公表後でなければ開示・非開示等の決定を行わない旨が規定されており（第20条の3）、一部の都道府県選管からは個別の指導・助言は要旨公表後に行うべきとの指摘もある。

## 5. 個別の指導・助言の方法について

### (1) 指導・助言の対象

#### 前回委員会における案（原案）

確認項目に該当する政治資金監査報告書すべてを指導・助言の対象とする。

また、確認項目以外に関するものについては、個別の指導・助言の必要性を委員会において個別に審議し、指導・助言の要否を判断する。

#### 前回委員会における主な議論【2.（2）②と同旨】

- ・ 都道府県選管の形式審査の過程で指摘を受けたため、登録政治資金監査人自らが補正した点についても、報告してもらい、指導・助言を行う必要はあるのか。
- ・ 形式審査で1度指摘を受けたにも関わらず、さらに指導・助言まで受けるというのでは、登録政治資金監査人にとってみれば、いわば複数回罰せられるかのようなものであり、（質の向上という目的に照らして）適切な対応と言えるのか。

#### 修正案【2.（2）②と同旨】

確認項目に該当するものについては、都道府県選管又は総務省における形式審査の過程において記載例からの逸脱等の指摘がなされたにもかかわらず補正されなかったものに限って個別の指導・助言を行うこととし、都道府県選管又は総務省の指摘を受けて補正されたものについては、指導・助言は行わない。

また、確認項目以外に関するものについては、原案と同様とする。

#### 【理由】

登録政治資金監査人が自ら補正した以上、当委員会へ報告してもらい、個別の指導・助言まで行う必要はない。

#### 【留意点】

- ・ 確認項目①～⑨は政治資金監査報告書の記載に関するものであ



り、都道府県選管又は総務省から指摘されたもののうち補正されなかったものに限って指導・助言を行うこととするが、⑩は収支報告書の記載に関するものであることに留意が必要である。

⑩の補正の手続きについて、別紙1では、収支報告書の訂正の場合、国会議員関係政治団体は訂正内容について通常政治資金監査と同様の方法による登録政治資金監査人の確認を自主的に受けることが適当であり、また、登録政治資金監査人はその結果について訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書等を作成して国会議員関係政治団体に報告することが適当であるとしている。

- 政治資金監査マニュアルにおいては、「登録政治資金監査人の職務は、政治資金監査を行い、政治資金監査報告書を作成することであり、収支報告書の作成責任を登録政治資金監査人が負うものではない」とされているが、登録政治資金監査人は「収支報告書（支出に係る部分に限る。）に計算誤りがないかどうかを検算して確認すること」等、収支報告書の記載について確認することが求められており、確認項目⑩に関しては、この点を踏まえた対応が必要である。

## （２）指導・助言の手法

### 検討

上記（１）の修正案によった場合、該当したのが確認項目①～⑨なのか⑩なのかによって、指導・助言の手法についても異なるものとする必要があるのではないかと。

具体的には、政治資金監査報告書に係る①～⑨の場合と収支報告書に係る⑩の場合とで指導・助言の内容が異なることから、文書の文面についてもそれぞれの内容に応じたものとする必要があるのではないかと（文例については別紙3を参照）。

## （３）士業団体との協力

### 前回委員会における案（原案）

当委員会から登録政治資金監査人への直接の指導・助言に加えて、各士業団体からも登録政治資金監査人に文書を送付してもらうなど、各士業団体と連携・協力する

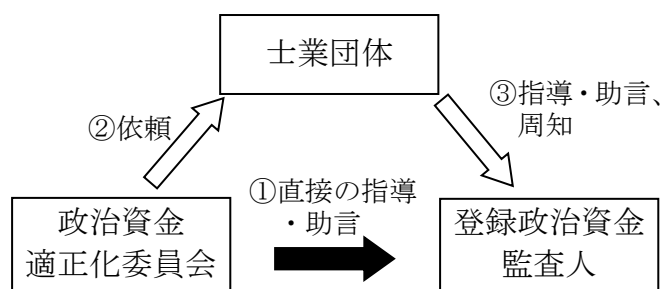
例1 士業団体から（個別に・一般に）文書を送付（①、②、③）

例2 士業団体の広報等に一般向け文章を掲載（①、②、③）

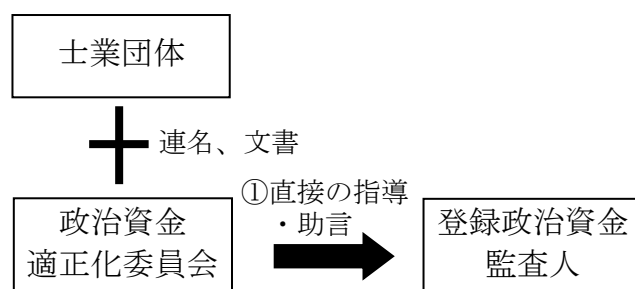
例3 委員会の指導・助言文書が士業団体と連名（①）

例4 問い合わせ先等、委員会の指導・助言文書中に士業団体が登場（①）

### 【例1、例2】



### 【例3、例4】



### 前回委員会における主な議論

- ・ 士業団体へ指導状況等に関する情報提供を行うことについて、個人情報保護法上の問題はないのか
- ・ 士業団体に協力を求めるには、士業団体内部での検討のため十分な時間が必要となるのではないのか

### 検討

想定される士業団体との具体的な連携・協力にあたっては、その内容が士業団体の構成員である会員に直接関わる事項であるため、本取組に対する連携・協力の是非も含め、士業団体内で相応の検討が必要になるものと考えられる。

また、各士業団体における法令や会則等に基づく指導・助言の状況等については、その対象や基準、手法等が様々であるため、本取組に関する士業団体間での調整が困難であり、士業団体ごとの連携・協力の度合いについても異なることを見込まれる。

### 修正案

当面は、士業団体に対して、例1又は例2の手法による連携・協力を依頼することとする。

なお、当委員会による個別の指導・助言によっても複数回以上連続して報告のあった登録政治資金監査人への対応として、より効果が見込まれる手法を導入すること等について、士業団体とも検討を行うこととする。

- 例1 士業団体から（一般に）文書を送付
- 例2 士業団体の広報等に一般向け文章を掲載